

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業久世高田地区土地
画整理事業の事業計画変更について、土地区画整理法第10条第1項の規定により認
可しましたので、同法第10条第3項において準用する同法第9条第3項の規定によ
り次のとおり公告します。

平成18年12月15日

京都市長 榊本 頼兼

- | | |
|---------------|---|
| 1 施行者の名称 | 麒麟麦酒株式会社 |
| 2 事業施行期間 | 平成18年2月10日から平成21年3月31日まで |
| 3 施行地区 | 京都市南区久世高田町，同区久世中久世町一丁目，同区久
世中久世町五丁目及び西京区下津林番条町の各一部 |
| 4 土地区画整理事業の名称 | 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画
事業久世高田地区土地区画整理事業 |
| 5 事務所の所在地 | 京都市南区久世高田町126番地 |
| 6 施行認可の年月日 | 平成18年2月7日 |
| 7 変更認可の年月日 | 平成18年12月12日 |

（建設局都市整備部区画整理課）